

委員を公募する附属機関等一覧(令和5年度以降の公募実績表)

資料 4

R6.10.1現在

	附属機関等の名称	担当課	改正	公募実績	公募人数	応募人数	委嘱期間	周知方法	その他
①	8.特別職報酬等審議会 ・利根町の区域内の公共的団体等の代表者その他住民 7人以内	総務課			1人		審議終了まで		審議が必要な際に審議会を発足し、公募を行う
②	10.総合振興計画審議会 (1) 知識経験者 8名以内 (2) 各種団体等 4名以内 (3) 町民 4名以内	政策企画課		R5.4月実施	4人	5人	R5.7.28～ R7.3.31	広報 HP アプリ通知	
③	11.行政改革懇談会 ・8人以内をもって組織 (実際は、学識経験者1人、団体2人、町民2人)	政策企画課		R6.3月実施	1人	1人	R6.10.1～ R8.9.31	広報 HP アプリ通知	
④	12.男女共同参画推進委員会 ・12人以内をもって組織 (1) 知識経験者 4人以内 (2) 各種団体等 4人以内 (3) 町民 4人以内	政策企画課			4人		R5.4.1～ R7.3.31		再任により4名に委嘱
⑤	13.みんなのまち基本条例推進委員会 ・委員の定数は10人以内 (1) 町民 4人以内 (2) 学識経験を有する者 2人以内 (3) 各種団体等の関係者 4人以内	政策企画課		R6.4月実施	2人	0人	R6.7.1～ R8.3.31	広報 HP	応募がなかったため、町長が選任し2名に委嘱
⑥	14.地域公共交通活性化協議会 (1) 町民 2人以内 (2) 地域公共交通の利用者の代表者 3人以内 (3) 学識経験者 1人 (4) 茨城運輸支局長又はその指名する者 1人 (5) 茨城県の職員 3人以内 (6) 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体 3人 (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体 1人 (8) 町長が指名する町の職員 3人以内 (9) その他町長が交通会議の運営上必要と認めた者 2人以内	政策企画課		R5.4月実施	(町民) 2人 (地域公共 交通の利用 者の代表 者) 3人	(町民) 0人 (地域公共 交通の利用 者の代表 者) 6人	R5.5.29～ R7.3.31	広報 HP アプリ通知	町民の応募がなかったため、地域公共交通会議の委員(町民)2名に再任により委嘱

	附属機関等の名称	担当課	改正	公募実績	公募人数	応募人数	委嘱期間	周知方法	その他
⑦	15.住民協働事業審査会 ・7人以内で組織する。 (1) 学識経験を有する者又は各種団体等の関係者 (2) 町職員 (3) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当と認める者	政策企画課	要綱改正 R5.5月	R5.8月実施	1人	1人	R5.11.1～ R6.10.31	広報 HP	R6.10.31までの任期後は再任予定
⑧	21.高齢者保健福祉・介護保険運営協議会 ・20人以内をもって組織 (1) 保健医療関係者 (2) 福祉関係者 (3) 各種団体等代表者 (4) 公募による一般町民	福祉課	要綱改正 R6.6月		2人				※R6.12月公募予定 【周知方法予定】 12月号広報・HP・アプリプッシュ通知
⑨	22.地域福祉計画策定委員会 ・14人以内の者をもって組織 (1) 学識経験者 (2) 住民組織代表者 (3) 福祉団体関係者 (4) 民生委員代表者 (5) ボランティア関係者 (6) 福祉施設関係者 (7) 社会福祉協議会事務局職員 (8) 町民	福祉課	要綱改正 R6.4月	R6.7月実施	2人	0人	R6.8.1～計画策定完了の日まで) R8.3月予定	広報 HP	応募がなかったため、町長が選任し2名に委嘱
⑩	29.高齢者の生活支援等を推進するためのネットワーク ・24人以内をもって組織 (1) 介護サービス事業者の代表 (2) 福祉関係団体の代表 (3) ボランティア団体の代表 (4) 住民の代表 (5) 行政機関の代表 (6) その他町長が必要と認める者	福祉課	要綱改正 (予定)日協議体発足時に改正予定		(住民の代表者) 1人				【公募1人】R7年度に会議開催予定 ※要綱改正の検討結果 ・10名以内をもって組織 (1) 介護サービス事業者の代表…② (2) 福祉関係団体の代表者…③ (3) ボランティア団体の代表者…③ (4) 住民の代表…① (5) 行政機関の代表…① ※○内数字は想定した人数
⑪	30.子ども・子育て支援会議 (1) 学識経験者 (2) 各種団体等の代表者 (3) 一般町民	子育て支援課	条例施行 R6.4.1	R5.4月実施	2人	0人	R5.8.1～ R7.8.31	回覧 HP	応募がなかったため、町長が選任し2名に委嘱

	附属機関等の名称	担当課	改正	公募実績	公募人数	応募人数	委嘱期間	周知方法	その他
⑫	32.健康づくり推進協議会 ・26人以内で組織 (1) 関係行政機関の代表者 (2) 医療保健関係者 (3) 健康づくり関係団体の代表者 (4) 町職員	保健福祉センター			3人				※R7.2月公募予定 それに間に合うよう規則を改正予定 【周知方法予定】 1月号広報・HP・アプリプッシュ通知
⑬	34.空家等対策協議会 ・14人以内で組織 (1) 町議会議員 (2) 区長会役員 (3) 弁護士 (4) 司法書士 (5) 法務局職員 (6) 宅地建物取引士 (7) 建築士 (8) 大学教員 (9) 地区から各1人(文地区, 布川地区, 文間地区, 東文間地区)	生活環境課			4人		R4.11.1～ R6.10.31		R6.10.31までの任期後は、再任予定
⑭	35.下水道事業運営協議会 ・12人以内 (1) 学識経験者及び受益者代表 (2) 前号に掲げる者のほか、町長が特に必要と認める者	生活環境課		R6.7月実施	(受益者代表) 4人	(受益者代表) 3人		広報 HP	3名応募があり、3名に委嘱 残り1名はR7.4月に1名区長会から町長任命の予定
⑮	36.廃棄物減量等推進審議会 ・15人以内をもって組織 (1) 町民 (2) 知識経験者 (3) 町内団体の代表者 (4) その他町長が必要と認める者	生活環境課		R5.5月実施	6人	1人	R5.8.3～ R7.8.2	広報 HP	公募により1名応募があったが、5名は町長が選任し6名の町民の方に委嘱するが、1名死亡により現在は5名に委嘱中
⑯	37.環境保全施設整備審議会 ・定数は30人以内 (1) 町議会議員 (2) 学識経験者 (3) 町民代表者 (4) 行政関係者	生活環境課			8人				【公募8人】 未設置のため発足時に公募する予定 ※ ごみ処理場が設置に関する会議
⑰	38.環境審議会 ・委員の定数は14人以内 (1) 町民 (2) 学識経験者 (3) 各種団体の代表者	生活環境課		R5.11月実施	8人(各地区2名)	2名		広報 HP	2名に審議会(R6.12月)で委嘱予定 (残り6名は町長が選任し委嘱)

	附属機関等の名称	担当課	改正	公募実績	公募人数	応募人数	委嘱期間	周知方法	その他
⑮	39.国民健康保険運営協議会 (1) 被保険者を代表する委員 4人 (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 4人 (3) 公益を代表する委員 4人	保険年金課			4人		R3.9.1～ R7.9.30		R3年公募時、応募がなかったため、町長が選任し4名に委嘱
⑯	40.医療審議会 ・10人をもって組織 (1) 医師 1人 (2) 町議会議員 3人 (3) 区長 2人 (4) 学識経験者 2人 (5) 一般住民の代表者 1人 (6) 町職員 1人	保健福祉センター			1人				審議が必要な際に審議会を発足し、公募を行う
⑳	45.農業委員会 ・定数は、8名以内 推薦を受ける者及び募集に応募する者は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者	農業政策課		R6.9月実施	8人	11人	R5.3.1～ R7.3.31	広報 HP	
㉑	47.農業委員会(農地利用最適化推進委員) ・定数は、12名以内 推薦を受ける者及び募集に応募する者は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者	農業政策課			12人		R5.3.1～ R7.3.31		※R7.1月公募予定 【周知方法予定】 1月号広報・HP・アプリブッシュ通知
㉒	49.都市計画審議会 (1) 学識経験のある者 5人以内 (2) 町議会の議員 3人以内 (3) 町の職員 3人以内 (4) 町民 3人以内	まち未来創造課			3人		R6.8.1～ R8.8.31		令和8年度公募実施予定
㉓	54.町立学校給食運営協議会 (1) 学校長 (2) PTA代表 (3) 学校の栄養士 (4) 学校の調理師(ただし、各学校における定員は1名とし、毎年4月1日に学校長が指名する者) (5) 学校教育課長 (6) 町民	学校教育課	要綱改正 R6.4月	R6.6月実施	1人	1人	R6.8.1～ R7.7.31	広報 HP	

	附属機関等の名称	担当課	改正	公募実績	公募人数	応募人数	委嘱期間	周知方法	その他
②4	55.小中学校適正配置等調査検討委員会 ・委員10人以内をもって組織 (1) 学識経験を有する者 (2) 小中学校の学校長 (3) 小中学校の児童又は生徒の保護者 (4) その他教育委員会が適当と認める者	学校教育課			1人		報告又は提言した日まで		現在、解散しているため、委員会発足時に公募予定
②5	63.学校運営協議会 ・委員の定数は20人以内 (1) 町立小中学校に在籍する児童又は生徒の保護者 (2) 町民 (3) 町立小中学校の校長 (4) 学識経験者 (5) 町立小中学校の運営に資する活動を行う者 (6) 関係行政機関の職員	指導課		R6.1月実施	2人	3人	R6.4.1～ R7.3.31	広報 HP	※R7.1月公募予定 【周知方法予定】 広報・HP・アプリプッシュ通知
②6	66.図書館協議会 ・定数は、10名以内 学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者	生涯学習課	条例改正日 (R6.4.1)	R6.4月実施	2人	4人	R6.6.1～ R8.5.31	広報 HP アプリ通知 館内ポスター チラシ	
②7	68.生涯学習施設運営協議会 ・委員10人以内で組織 (1) 学校及び社会教育関係機関の代表者 (2) 各種団体の代表者 (3) 学識経験者 (4) 前3号に掲げる者のほか委員会が適当と認める者	生涯学習課		R6.2月実施	1人	1人	R6.4.1～ R8.3.31	広報 HP アプリ通知	
②8	69.歴史民俗資料館運営委員会 ・委員の定数は、7人 (1) 町議会議員 (2) 社会教育委員 (3) 文化財保護審議委員 (4) 学識経験者 (5) その他教育委員会が必要と認めるもの	生涯学習課		R6.2月実施	1人	2人	R6.4.1～ R8.3.31	広報	
②9	76.国際交流促進協議会 ・会長及び委員16人以内で組織 町職員及び町民の中から委嘱	生涯学習課			1人				【公募1人】協議会発足時に1名公募予定 ※現在は未設置であるが、令和8年に協議会発足予定

	附属機関等の名称	担当課	改正	公募実績	公募人数	応募人数	委嘱期間	周知方法	その他
③⑩	77.青少年問題協議会 ・会長及び委員若干人で組織 学識経験者以外の定めなし 学識経験がある者として任命された委員の任期は2年 （所掌事務） 1 青少年の指導，育成，保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。 2 青少年の指導，育成，保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。	生涯学習課			1人				【公募1人】協議会発足時に公募1名予定（現在は未設置） ※発足した際には，利根町青少年問題協議会設条例により，学識経験者1人を公募する。